

【募集】『学生等の学びを継続するための緊急給付金』の申請について

本給付金について、文部科学省より通知がありましたので、ご案内します。
詳細については、「[申請の手引](#)」をご確認いただき、申請を希望される方は、各学部奨学金担当まで申請書類を提出してください。

○事業の概要

本事業は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金を支給する事業です。

○支給される金額

10万円

○支給対象者

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症の影響でその収入が減少していることなどの要件を満たすことを求めています。最終的には申請内容を踏まえて大学において判断します。要件については、「[申請の手引](#)」の支給対象者の要件（P4）を確認してください。

なお、日本学生支援機構の給付奨学金を受給している者（令和3年12月10日の支給を受けている者）については、申込や大学等からの推薦は要さず、日本学生支援機構に登録している口座に振込を行います。

○支給完了までの流れ

学生から大学に申込・書類提出
↓
大学で審査（必要に応じてヒアリング）
↓
大学から日本学生支援機構に推薦（※）
↓
日本学生支援機構から学生に支給（振込）

※各大学に設けられている推薦枠の範囲内で推薦します。

○申請書類

1. [学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書【様式1】](#)
2. [誓約書【様式2】](#)
3. 支給要件を満たすことを証明する書類（コピー可）
（「[申請の手引き](#)」P6に掲載されています。）

（注）「3. 支給要件を満たすことを証明する書類」については、原則申請時に提出していただく必要がありますが、やむを得ない事情により証明書類の提出が困難な場合については、当該書類の添付を省略して申請することも可能です。ただし、必要に応じてヒアリングさせていただくとともに、申告内容に虚偽が判明した場合は、給付金を返還していただくことがあります。

○申請期限

令和4年1月13日（木）（必着）

○申請方法

申請書類を下記の各学部担当者宛に郵送またはメール（証明書類は画像ファイル可）で提出してください。郵送の際は、簡易書留、レターパック等の配達記録が残る方法で郵送してください。メールで提出される場合は、必ず学内メールアドレス（@wakayama-med.ac.jp）を使用し、件名に用件を記載してください。

※対面授業等の来学日であれば窓口提出していただくことも可能です。

医学部

【郵送先】〒641-8509 和歌山県和歌山市紀三井寺 811-1
和歌山県立医科大学 学生課 奨学金担当者 あて
【メール送付先】taguchi#wakayama-med.ac.jp（#を@に変換してお送りください）

保健看護学部

【郵送先】〒641-0011 和歌山県和歌山市三葛 580
和歌山県立医科大学 保健看護学部事務室 奨学金担当者 あて
【メール送信先】h-tomoki#wakayama-med.ac.jp（#を@に変換してお送りください）

薬学部

【郵送先】〒640-8156 和歌山県和歌山市七番丁 25 番 1
和歌山県立医科大学 薬学部事務室 奨学金担当者 あて
【メール送信先】ssachi#wakayama-med.ac.jp（#を@に変換してお送りください）